

令和4年5月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年5月20日（金）午後2時～午後3時06分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号)
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第2号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第3～5号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第6号)
日程第6	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第7号)
日程第7	青年等就農計画の審査について (会長提出議案第8号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	15 十河道夫
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹 小島拓也主任主事
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局	<p>ご案内の時刻を少し過ぎましたが、ただいまより定例会を開催させていただきます。まず、松原会長から挨拶をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>皆さん、こんにちは。新緑が目にしみる今日この頃でございますが、皆様、いかがお過ごしでしたでしょうか。</p> <p>田植えも一段落したと思いますが、また麦刈りが次に控えておるので、皆さん、コロナ等気をつけて、毎日、農業委員会等のご協力のほどお願いしたいと思います。</p> <p>さて、今年の4月から5月初めにかけて、祝日、ゴールデンウィークがありましたが、まん延防止等重点措置が解除され、各地の人出は昨年と比べ増加し、違った休日となりました。新型コロナの感染は減少傾向とはいえ、香川県においては他県と比べて多くなっているようですが、引き続き感染防止対策をしながら、農業委員会活動との両立に努めていただきたいと思います。</p> <p>さて、本日は、定例会終了後、活動記録のつけ方について、農地利用最適化推進委員の皆さんとともに香川県農業会議から研修を受けることとしておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>また、本日の議題であります各案件につきましては、ご審議のほど、ご協力のほどよろしくお願い致します。</p> <p>簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>本日の議事進行につきましては、会長が議事進行となっておりますので、進行につきまして、よろしくお願いしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認し、調査いただいているものと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>なお、本日、認定農業者の新規の案件がありまして、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7名で聞き取り調査を行っておりますので、後ほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>さて、本日出席は17名中16名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。</p> <p>では、議事録署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。17番芳竹委員さん、3番朝倉委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。</p> <p>では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第1 諸報告。事務局より報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>そうしたら、別紙のこの用紙をご覧ください。</p> <p>これは使用貸借権を中途解約するもので、1件受理しております。</p> <p>貸人は●●●●●●●●、●●●●●●様、借人は●●●●●●●●、●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番他1筆です。解約理由は売買のためです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号を議題とし、上程致します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは説明させていただきます。今回の3条の案件は1件ございませ</p>

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●●●●●の北西約30mに位置しておりまして、隣接については、畑及び水路に接しております。労働力不足により管理に困っていた駅近くの農地を駐車場として有効活用するため、申請に及んだものです。なお、地元土地改良区をはじめ、排水先の土地所有者の同意も得ております。

農地法第4条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

楠 豊委員 それではご報告致します。会長提出議案第2号の4条申請ですが、内容については露天の貸駐車場用地ということのようであります。地区委員会と致しましては、現地確認をし、各同意もあることから問題はなかろうということになりましたので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号につきましてお諮りします。議案第2号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第4 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第3号から第5号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 今回の5条の転用申請案件は3件でございますが、面積にして384㎡の3筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は3ページからでございます。

まず、会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。地区番号1、受付年月日、令和4年4月26日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目は田、現況地目は雑種地。地積は163㎡。転用目的は車輛保管場と展示場。工事着完予定年月日、こちらは無断転用是正の案件ですので、令和元年6月1日から令和元年10月31日となっております。権利は所有権移転売買、農地区分は第2種農地となっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●●●●●●●から西に約560mに位置しておりまして、隣接については、畑、雑種地及び道路、水路に接しております。申請者は自動車の販売業を営んでおり、土地所有者から依頼されて休耕地の除草等の管理をしていく中で、徐々に車輛保管場、展示場として利用するようになった経緯があり、このたび無断転用が判明したため是正するものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

次に、会長提出議案第4号についてご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和4年4月26日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●

●様。譲受人は●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●
●●●●●番●。台帳地目は田、現況地目は畑。地積は91㎡。転用目的は
宅地の拡張。建設面積が132.76㎡となっており、工事着完予定年月日
は令和4年7月1日から令和4年8月31日。権利は所有権移転贈与で、農
地区分は第2種農地となっております。資料と致しましては6ページから7
ページで、位置図を6ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●の
南西約840mに位置しており、隣接については、宅地及び道路、現況雑種
地になっている田んぼに接しております。申請者の居宅には現在駐車場がなく、
隣接する休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用
申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得て
おります。

次に、会長提出議案第5号についてご説明させていただきます。地区番号
5、受付年月日、令和4年4月26日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●様。
譲受人、●●●●●●、●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●。台
帳地目、現況地目ともに田。地積が130㎡。転用目的は資材置場。工事着
完予定年月日は令和4年10月1日から令和4年12月30日。権利は所有
権移転売買で、農地区分は第2種農地となっております。資料と致しまして
は8ページから9ページでございます、位置図を8ページの左側に掲載し
ております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●●●●●●
の南西約1kmに位置しており、隣接については、宅地及び水路に接して
おります。申請人はクリーンサービス業を営んでおり、資材置場に適した土地を
探していたところ、休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致
し、転用申請に及んだものです。土地改良区をはじめ、水利組合の同意も
得ております。

以上で、農地法第5条に基づく申請審議についてのご説明を終わります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地
区、●●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報
告をお願い致します。

まず、最初、●●●地区、お願いします。

楠 豊委員

それではご報告致します。会長提出議案3号の5条申請ですが、内容につ
いては、事務局の説明のとおりであります。地区委員会と致しましては、土
地改、水利など各同意もあるようでございますので、今回、無断転用の是正
をするということで、仕方なかろうということになりましたので、よろしく
お願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十川隆行委員

4号議案ですけれども、16日に見に行って、何の問題もなかろうとい
うことになりました。よろしく審議をお願いします。

議長（会長）

続きまして、●●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

5号議案ですが、事務局の言うとおりでございました。何の問題もない
という結論に達しましたので、審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第3号から第5号につきまして
質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号から第5号につきましてお諮りします。議案第3号から第5号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第3号から第5号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>続きまして、日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第6号を上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から7番が●●委員さん、36番、37番が●●●●委員さん、42番、43番が●●委員さんの関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長提出議案第6号についてご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、4ページから6ページの説明になります。</p> <p>個人が12件、法人が2件、中間管理機構が15件の合計29件となっております。29件のうち、新規が17件、再設定が12件となっております。</p> <p>29件のうち、賃借権が3件、使用貸借権が26件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が1件、4,725円が1件、1,740円が1件となっております。</p> <p>期間は、10年が5件、7年が1件、6年が9件、5年が8件、4年7か月が1件、3年が2件、2年5か月が1件、1年が1件、7か月が1件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の32件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人18件、法人14件となっております。</p> <p>設定する権利等の種類は、賃借権が2件、使用貸借権が30件となっております。</p> <p>期間は、10年が6件、7年が2件、6年が21件、4年7か月が1件、2年5か月が2件となっております。</p> <p>利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては一括して質疑に入りますので、質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。ございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から7番、36番、37番、42番、43番を除く議案第6号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>では、原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、●●委員、●●●●委員、●●委員の関係議案である農地中</p>

間管理事業対象農用地等総括表の1番から7番、36番、37番、42番、43番の審議に入ります。それでは、●●委員、●●●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長 (会長) では、事務局より説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての農業委員さんの案件は11件あり、使用貸借権が11件となっております。期間は、10年が9件、6年が2件となっております。
利用内容については、水稲、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。
以上です。

議長 (会長) 説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長 (会長) なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員、●●●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長 (会長) 日程第6 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第7号を議題と致します。なお、今月の議案で、番号1は●●委員さんの関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第7号の2番、●●●●●さんから説明させていただきます。
●●●●●さんは、●●●●●●●●●●番地。生年月日は昭和●●年●●月●●日生まれです。

経営改善計画を参照してください。

現在、ブドウ、ブロッコリー、レモンを生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産につきまして、シャインマスカットは現在9aを2か所作付して生産量が1,570kgと500kgですが、5年後、面積の変更はありませんが、生産量を1,800kgと見込んでいます。また、シャインマスカットのハウスを増設し、7a増やし、5年後の生産量は350kgの予定です。ニューピオーネは現状20aに作付し生産量1,700kgですが、5年後も変更はありません。ブロッコリーは現状40aに作付し生産量4,000kgですが、5年後も変更はありません。レモンは現状33aに作付しており、まだ収穫はできていませんが、5年後は面積を59aまで増やし、生産量は150kgの予定です。R-1は現状10aに作付し生産量2,000kgですが、5年後も変更はありません。ピオーネは23aに作付し生産量1,700kgですが、5年後も変更はありません。

(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業について、レモンのオーナー制で17万円のところ、5年後には35万円まで増やします。あ

ころ、700aまで増やす予定です。特定作業受託の面積は現状100aですが、5年後までには手続を行い、借入地に含む予定です。

キャベツ等の導入及び農地機構や農業委員会を通じて農地の集積を行い、規模拡大を図ります。現状の年間所得97万円のところ、5年後の目標として391万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 ●●●●さんですけれども、●●歳という若さで、お母さんと2人でブドウ作り、ブロッコリー作り、また、今回はレモンの木を植えてオーナー制度で頑張っております。代表的な農業者だと思います。信頼してよろしいかと思えます。よろしく申し上げます。

続いて、●●●さんですけれども、●●地区でも代表的な農業者です。奥さんと2人で頑張っております。今は水稲とブロッコリーを作付しておりますけれども、これから小麦と新しい品種のキャベツを植えつけるそうです。どうぞよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。番号1を除く議案第7号について質疑等がありましたら発言を認めます。
藤澤委員さん。

藤澤 明委員 ●●さんの品目のところで、R-1というのが私分からないんですが。

事務局 ブドウの品種で。

大塚ノブ子委員 ワイン用の品種やね。

岩澤佳宣委員 香川大学農学部が開発して、ワイン用の品種で、一応、フランスのカベルネソーヴィニオンに匹敵するようなワイン品種。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、番号1を除く議案第7号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、番号1を除く議案第7号について原案のとおり承認することと致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第7号の番号1の審議に入ります。●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） それでは、事務局の説明を求めます。

って、途中からやり損なっとなんで、その辺があって、今は●●●のあれとかほかの仕事やっとなるけど、孫がそういうようなん見て、母親も、おばあさんのしよった、おじいさんらがしよった分をやりたい、それに負けて。その孫もそういうのをやりたいということ。

ほんで、今の状況で、今聞いたように、ワインのほうも手伝うてこれしたらええんやけど、やっぱり自分はそのシャインのそれをやりたいというので、そういう方向で今ちょっと行きよる段階です。

議長（会長） これ認定農業者のときにちょっとヒアリングさせてもらたんやけど、なかなかしつかりしとるような感じだったんですね。

岡村義弘委員 うん。まあ今の段階では、ほやけん、母親とおばあさんに手伝うてもろてしよるんやけど、●●の部会指針というんがちょっと違うので、その辺をぼつぼつ勉強しもっていくいう。

議長（会長） ありがとうございます。
地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号につきましてお諮りします。議案第8号について異議ありませんか。

岡村義弘委員 事務局がほやけん、芝生に関してはちょっとそれ調べてもろたらというふうに。農業委員会が言われても困るので。

藤澤 明委員 センチピードグラスはうちもしとるけど、基本的に農薬も除草剤も一切要らない。むかで芝という特性で、普通の芝生は病気とか弱いんやけど、このセンチピードはむかでみたいに勢力が強うて、どんどん食い込んでいって広がっていく芝生なんです。なので、基本的に殺菌剤とかやることはまずない。

議長（会長） 局長、これ1回、芝を、行ったやろ、向こうへ、見に。あのとき、除草剤はあんまり使わん言よったな。

事務局 はい。

議長（会長） ●●●●でなしに、どこだった。

事務局 ●●●。

議長（会長） ●●●で専門に作りよるところを見学させてもろたんです。現場、何か所か見せてもろて、教えてもろたけど、それほど雑草の薬とかいうふうなんは使っていないそうです。だから、それほど病害虫が出て除草剤使うとか、そういうふうなんはあんまりがいに使ってなかったように感じたんですけど。何か、ゴルフ場とサッカー場とか、それを年間契約で受けて、それ全部やっとなるそうです。作りよるところも見せてもらいにいったんですけど。またそれは後から事務局が調べて報告させてもらいます。

ほかにございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第8号を原案のとおり認めることと致します。 本日上程の議案については以上ですが、その他で事務局ありませんか。
事務局	お手元にお配りしております公務災害の補償制度についてというので、担当のほうから説明させていただきます。
事務局	それではご説明させていただきます。農業委員、農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度への加入のお願いについてです。現在、皆様が加入していただいている保険は今年9月30日をもって終了致します。農業委員会業務中の方が一の事故に備えるためにも、引き続き加入をお願い致します。つきましては、お一人あたり1,000円の保険料をご負担をお願いします。また、本日、推進委員の方にもパンフレットをお配り致します。皆様にはお手数をおかけしますが、推進委員の方の保険料も取りまとめの上、7月20日水曜日の定例会までに事務局へご持参ください。その際には、パンフレットと共にお配りしている保険料預かり者名簿を添えてご提出ください。なお、領収書については後日、ご本人宛てに事務局から送付致します。 以上です。よろしくお願ひ致します。
事務局	今、担当のほうから説明させていただきましたが、毎年加入しているものですので、農業委員活動とか推進委員活動の際に事故に安全を期すためのものでありますので、本年度も全員加入のほうをお願いしたらと思います。 それから、経営改善認定書の申請書のほうなんですけども、後で回収しますの、そのまま机の上に置いておいてください。 次に、次回の定例会の開催なんですけども、6月20日月曜日午後1時半から、本庁3階、301、302会議室、この部屋で行いますので、また予定をお願いしたらと思います。 続いて、この後、定例会終了後なんですけども、活動記録簿についてということで、推進委員の方などから説明の要望等もありましたので、本日、農業会議の方を招いて説明をいただく予定となっておりますので、引き続き推進委員の方とともに聞きいただければと思います。 あと、令和5年度の農地利用の最適化の推進に関する改善意見ということで、先月お願いしとったんですけども、まだの方があるのであれば、また、追加したいのであれば、また出していただいたらと思います。 以上です。
議長（会長）	農地集積専門員の方、何かありますか。
農地中間管理機構	ございません。
芳竹和政委員	ちょっと質問なんですけども、農地ナビについて、農地ナビが今、現況と大分違うところがあるので、農地ナビに載っておる営農計画を作らないかんのやけど、それが反映されて。それはどこがするんでしょうか。農地ナビの地図。
事務局	一応、農業会議さんのほうで情報更改ということでさせていただいてるんですけど、そのデータが農業委員会から行っとるんですけども、年に1回更新をさせていただいてるんですけども、地図の状況ですか。
芳竹和政委員	10年ぐらい前に基盤整備しとんが、そのまだ前手の地図のままなので、全然、現況と同じにならん。

事務局 それは、地図の中身までというか、地図の現況ですか。形ですか。形が変わってないということですか。

芳竹和政委員 形は完全に変わってしもとる。

事務局 それはちょっと農業会議さんのほうになるので、その辺り、あったということ。

議長（会長） それはさぬき市の農業委員会が変えとらんけん、そのままになつとんや。

事務局 いや、地図の形ですね。形は違うんです。

議長（会長） 基盤整備か何かして変わつとるんやろ。それはさぬき市の農業委員会でなしに、基盤整備はどこがするんぞ。農林課か。それが申請ができとらんのか。ほやけん、さぬき市が悪いんで、それは。それは言わないかん。言つとらんのかやったら。農業会議は関係ないよ、それは。

事務局 農地ナビ自体は会議さんが出しとる。

議長（会長） 農地ナビに入つとらんということは、さぬき市がそれを申請できとらんから、そのままになつとんよ。ほやけん、それは言わないかんわ。

事務局 ほやけん、地図の形が違うというのはちょっと話してみますので。

芳竹和政委員 現況と全然違う。

議長（会長） 基盤整備しとるとこやろ。ほんなら、こっちが悪いんや。それまた事務局、聞いて、番地教えてもろて。

事務局 はい。

議長（会長） ほかにもうないですか。
以上をもちまして、令和4年5月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 5時06分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　17番

署名委員　　3番